

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		副市長等の解職請求代表者証明書の交付
根拠法令及び条項		地方自治法施行令第121条（同令第91条第2項の準用）
所管部課係名		総務部総務課文書法規係
審査基準	関係条項	地方自治法第88条第1項及び第2項 地方自治法施行令第91条 地方自治法施行規則第12条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者が、新座市の選挙人名簿に登録されていること。</li> <li>2 解職請求があった時期が次に掲げる期間でないこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 副市長 その就職の日から1年間及び地方自治法第86条第3項の規定による議会の議決の日から1年間</li> <li>(2) 選挙管理委員又は監査委員の委員 その就職の日から6か月間及び地方自治法第86条第3項の規定による議会の議決の日から6か月間</li> </ol> </li> <li>3 請求代表者証明書の交付申請に係る次の必要書類に不備がないこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 副市長等の解職請求代表者証明書交付申請書（任意書式）</li> <li>(2) 副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職請求書</li> </ol> </li> </ol>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に交付実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため)
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）